

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月26日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

### 香川県公安委員会規則第2号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1の3（第13条の2関係）		別表第1の3（第13条の2関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
略		略	
主要地方道（21号） 丸亀詫間豊浜線	略 丸亀市昭和町103番3地先から <u>仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前20番1地先まで</u> 略	主要地方道（21号） 丸亀詫間豊浜線	略 丸亀市昭和町103番3地先から <u>仲多度郡多度津町西港町50番1地先まで</u> 略
略		略	
主要地方道（43号） 中徳三谷高松線	高松市林町2036番1地先から 高松市木太町字川西1840番1地先まで 高松市木太町字中村1669番1地先から 高松市木太町字洲端2169番1地先まで	主要地方道（43号） 中徳三谷高松線	高松市林町2036番1地先から 高松市木太町字川西1840番1地先まで
略		略	
一般県道（192号） 瀬居坂出港線	略 坂出市御供所町3丁目413番4地先から <u>坂出市西大浜北1丁目50番15地先まで</u> 坂出市番の州町7番1地先から 坂出市番の州公園5番地先まで	一般県道（192号） 瀬居坂出港線	略 坂出市西大浜北1丁目50番15地先から <u>坂出市西大浜北2丁目49番19地先まで</u>
略		略	

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。